

第6号議案

平成26年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

平成26年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年7月14日提出

北はりま消防組合

管理者 加東市長 安田正義

北はりま消防組合火災予防条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

平成25年8月15日に京都府の福知山花火大会で露店から発生した火災により、多数の死傷者が出たことを踏まえ、同様の催しでの火災を未然に防止し、又は発生した場合でも被害を最小限に食い止めることを目的に消防法施行令（昭和36年政令第37号）の一部が改正されたことに伴い、平成26年1月31日付消防予第20号通知を受け火災予防条例の一部を改正する。

2 改正内容

対象火気器具等（消防法施行令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。）の取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理者体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付ける。

- (1) 多数の者が集合する催しでの火を使用する器具及びその使用に際し、消火器の準備をした上で使用すること等、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準に関する事項
- (2) 火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項
- (3) 屋外催しに係る防火管理に関する事項
 - ア 指定催しの指定
 - イ 屋外における催しの防火管理
- (4) 罰則に関する事項
- (5) その他

この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の火災予防条例第42条の2及び第42条の3の規定は適用しないものとしたこと。

3 施行期日

平成26年8月1日

第8号議案 要旨

- 1 購入目的 更新車両（化学消防ポンプ自動車）は、平成6年の購入から20年が経過しており、老朽化が著しく、消防活動に支障を来しているため更新する。
- 2 納入場所 西脇市野村町1796番地の502（西脇消防署）
- 3 納入期限 平成27年3月16日
- 4 契約内容 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）の購入 1台
（詳細は別紙仕様書のとおり）

第9号議案 要旨

- 1 購入目的 更新車両（高規格救急自動車）は、走行が10万 km を超えており、老朽化が著しく、住民を安全かつ確実に搬送することに支障を来しているため更新する。
- 2 納入場所 加西市北条町東高室993番地の1（加西消防署）
加東市上中3丁目25（加東消防署）
- 3 納入期限 平成27年3月16日
- 4 契約内容 災害対応特殊救急自動車の購入 2台
（詳細は別紙仕様書のとおり）

第10号議案 説明資料1

- 1 購入目的 更新資機材は、購入から既に10年以上が経過している状況で、老朽化が激しく、現場活動に支障を来す恐れがあることから、救急自動車購入に合わせて更新する。
- 2 納入場所 加西市北条町東高室993番地の1（加西消防署）
加東市上中3丁目25（加東消防署）
- 3 納入期限 平成27年3月16日
- 4 契約内容 高度救命処置用資機材の購入 2式
（詳細は別紙仕様書のとおり）